

## 議案第30号

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、師勝北児童クラブ室の設置及び白木児童クラブの移転並びに対象学年の拡大並びに利用料の見直しをするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する  
条例

(北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

(北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正)

第2条 北名古屋市児童クラブ設置条例(平成18年北名古屋市条例第104号)の一部を次のように改正する。

第3条中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校又は特別支援学校の第1学年から第3学年までに」を「北名古屋市立学校設置条例(平成18年北名古屋市条例第65号)別表に規定する小学校に」に改める。

別表第1中

「

師勝北児童クラブ	北名古屋市熊之庄大畔32番地 (北名古屋市立師勝北小学校内)	40人
----------	-----------------------------------	-----

」を

「

師勝北ほほえみ 児童クラブ	北名古屋市熊之庄大畔32番地 (師勝北児童クラブ室内)	40人
師勝北ゆめっ子 児童クラブ		40人

」に、

「

白木児童クラブ	北名古屋市沖村山ノ神 8 3 番地 (北名古屋市沖村児童館内)	30人
---------	------------------------------------	-----

」を

「

白木ほほえみ児童 クラブ	北名古屋市沖村井島 3 2 番地 (北名古屋市立白木小学校内)	35人
白木ゆめっ子児童 クラブ		35人

」に

改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

月額利用料表

利用月	利用児童1人当たりの月額利用料		
	第1学年	第2学年	第3学年から 第6学年まで
4月から7月（夏 季学校休業期間の 利用を含まない場 合）まで	4,000円	3,000円	2,000円
7月（夏季学校休 業期間の利用を含 む場合）	5,000円	4,000円	3,000円
8月	6,500円	5,500円	4,500円
9月から翌年3月 まで	4,000円	3,000円	2,000円

備考

- 1 延長利用（午後6時30分を超える児童クラブの利用をいう。）

を利用する場合は、延長利用料として利用児童1人当たり月額1,000円を加算する。

2 北名古屋市教育委員会が実施する放課後子ども教室を利用する場合は、延長利用料を除き月額利用料を徴収しない。

(北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 北名古屋市児童クラブ室の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

師勝北児童クラブ室	北名古屋市熊之庄大畔32番地
-----------	----------------

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。